

大垣署の情報漏えい訴訟 県側、請求棄却求める

岐阜地裁

大垣市などで計画されている風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が中部電力の子会社「シーテック」に反対住民

らの個人情報提供などが侵害され、精神的苦痛を受けたとして、



大垣署情報漏えい訴訟で裁判所に向かう原告団＝8日午前、岐阜市美江寺町、岐阜地裁前

住民4人が県を相手取り計440万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）であり、県側は請求棄却を求めた。

原告の一人、三輪唯夫さん（68）は意見陳述で「今回の警察の行為は許されるべきではない」と訴えた。

訴状によると、同署員が2013～14年に少なくとも4回、同社に名前や病歴などの個人情報を提供。市民運動に対する意図的な抑圧で、プライバシー権や表現の自由が侵害されたと主張している。

4人は14年、地方公務員法の守秘義務違反の疑いで、署員を氏名不詳として岐阜地検に告発。地検は15年12月、不起訴処分とした。

岐阜県側 棄却求める

地裁初弁論 県警個人情報漏えい

中部電力の子会社「シーテック」（名古屋）が岐阜県西濃地域に計画した風力発電施設の建設を巡り、県警大垣署員が事業に反対する住民四人の個人情報提供を巡り、プライバシーを侵害されたとして、住民が県に損害賠償

を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）であり、県は請求棄却を求めた。

同県大垣市に住む六十代の男女四人が、計四百四十万円の支払いを求めている。

原告の養鶏業三輪唯夫さん（68）は意見陳述で「今回の警察の行為は許されない。警察の情報収集のための監視は、言論の自由を萎縮させ、話し合いが難しくなる」と訴えた。

県側は、大垣署と同社が意見交換したことは認めているが、話し合われた内容や、警察による住民の個人情報の収集・提供活動については「公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある」として、

訴訟で明らかにしない姿勢を示した。

訴状によると、署と同社は二〇一三～一四年に少なくとも四回、情報交換会を開き、署が同社に住民の経歴、病歴、政治的信条など職務上、知り得た個人情報を提供したとされる。四人は、憲法で保障されるプライバシー権や表現の自由などの権利を侵害され、多大な精神的苦痛を受けたと主張している。

大垣署漏洩 争う姿勢

国賠訴訟 県、請求棄却求める

岐阜県大垣市での風力発電施設の建設をめぐる、県警大垣署員が反対住民らの個人情報を中部電力の子会社「シーテック」に漏洩したなどとして、反対住民ら男女4人が県を相手取り、計440万円の支払いを求めた国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁であった。県側は請求の棄却を求め、争う姿勢を示した。

県側は答弁書で、警察の情報収集活動の具体的な内容の認否を留保。住民側は「権力としての責務を放棄している」として、裁判長

に認否の請求を求めた。

訴状によると、2013年8月～14年6月、当時の署員3人が少なくとも4回、大垣市在住の4人の病歴や学歴、市民運動歴などを同社側に伝えたことで4人がプライバシーなどを侵害されて精神的苦痛を負ったと主張。意見陳述で原告

の三輪唯夫さん（68）は「今回の警察の行為は許されるものではない」と話した。

2017/3/8 中日夕刊

2017/3/8 岐阜夕刊

2017/3/8 朝日夕刊

「県警漏えいは違法」

岐阜地裁 原告、初弁論で主張

岐阜県大垣市で中部電力の子会社シーテック（名古屋市）が計画した風力発電施設の建設に反対する住民の個人情報収集が収集し、シーテック側に伝えたのはプライバシー侵害だとして、住民4人が県に計440万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）で開かれた。

原告側は「シーテック側は情報の提供を受けたと認めている。職務上知り得た秘密の漏えいを禁じた地方公務員法違反だ」と主張している。

14年に住民が地方公務員法（守秘義務）違反容疑で容疑者を特定しないまま岐阜地検に告発。15年12月に容疑なしで不起訴処分となった。

2017/3/8 毎日夕刊

県側、認否明かさず

県警情報漏えい初弁論



大垣市で風力発電施設の建設計画に反対する住民の個人情報収集が収集し、中部電力の子会社シーテック（名古屋市）側に伝えたのはプライバシー侵害

被告として、住民4人が県に計440万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）であり、県は請求棄却を求めた。

原告の自営業、三輪唯夫さん(68)が意見陳述している。

2017/3/9 毎日朝刊

述し「生活を守るため反対したが、なぜ監視され情報が流されたのか。今も混乱している」と訴えた。

県は答弁書で「警察の情報収集活動の具体的な内容については認否を明らかにしない」とした。

訴状によると、風力発電に反対する住民らの個人情報収集を大垣署警備課が集め、2013年8月から少なくとも4回、住民ら4人の氏名や学歴などを同署内でシーテック社員に伝えたとしている。

原告側は「シーテック側は情報の提供を受けたと認めている。職務上知り得た秘密の漏えいを禁じた地方公務員法違反だ」と主張している。

14年に住民が地方公務員法（守秘義務）違反容疑で容疑者を特定しないまま岐阜地検に告発。15年12月に容疑なしで不起訴処分となった。

県が認否留保 住民反発

大垣署漏洩訴訟 口頭弁論

大垣市での風力発電施設の建設をめぐり、大垣署員が反対住民らの個人情報や中部電力の子会社「シーテック」に漏洩したなどとして、男女4人が県に計440万円の支払いを求めた国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁であった。県側は請求棄却を求め、争う姿勢を示した。

訴状によると、2013年8月～14年6月、当時の署員3人が少なくとも4回、4人の病歴や学歴、市民運動歴などを同社に伝え、

たことで、プライバシーなどを侵害されて精神的苦痛を負ったと主張している。県側は出席せず、答弁書の中身が原告団の不满をさら

らにおおった。住民側が違法性を主張する警察の情報収集活動について、県側は「今後の活動に支障が生じる」「公共の安全や秩序の

維持に影響を及ぼすおそれがある」などと、情報の種類や収集方法という具体的な内容を明らかにせず、認否を留保した。

答弁書に認否などを具体的に記載しないのは最高裁が定める民事訴訟規則に反するとして、住民側は認否の請求を裁判長に求め、「国家権力を行使する者としての責務を放棄している」と批判。原告の三輪唯夫さん(68)は意見陳述で「生活を守るための悲鳴がなぜ監視され情報が流されるのか。『もの言う自由』を取り戻すための裁判だ」と述べた。



横断幕を持って岐阜地裁に入る原告団ら＝岐阜市美江寺町2丁目

警察業務の違法性認定 争点

解説

大きな争点となるのが、警察による住民の情報収集や第三者への漏洩についての違法性がどこまで認定されるかだ。住民側は、警察が職務で知り得た住民の過去の市民運動歴や思想信条などの個人情報をもとに監視し、第三者へ提供することは警察法や憲法などに違反すると主張する。

住民側はその行為自体が個人の権利を侵害するとも言及する。プライバシーや表現の自由に加え、「核心」と位置づけるのは「表現行為人格権」。公権力が市民運動をし

大きな争点となるのが、警察による住民の情報収集や第三者への漏洩についての違法性がどこまで認定されるかだ。住民側は、警察が職務で知り得た住民の過去の市民運動歴や思想信条などの個人情報をもとに監視し、第三者へ提供することは警察法や憲法などに違反すると主張する。

住民側はその行為自体が個人の権利を侵害するとも言及する。プライバシーや表現の自由に加え、「核心」と位置づけるのは「表現行為人格権」。公権力が市民運動をし

県側の代理人弁護士は取材に「本件についての言及は避ける」としつつ、「住民の情報を集めることは一般論では警察業務として適法な行為だ」。ある県警幹部も「集めた情報を関係者に伝え、共有することは必要」と言う。公安警察の業務として住民を監視する適法範囲が示されるとみているという。

(竹井周平、編集委員・伊藤智章)

大垣署情報漏えい訴訟

県側、請求棄却求める

岐阜地裁

大垣市などで計画されている風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が中部電力の子会社シーテックに反対住民らの個人情報を提供し、プライバシー権などが侵害され、精神的苦痛を受けたとして、住民4人が県を相手取り計440万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）

であり、県側は請求棄却を求めた。

原告の1人、三輪唯夫さん(68)は意見陳述で「今回の警察の行為は許される行為ではなく、許すべきでない。法では、警察に私の個人情報や無断収集して管理し、第三者に教える権限を与えていない」と訴えた。県側は答弁書で、警察の個人情報収集活動の具体的な内

容については「公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす恐れが生じる」として明らかにしないとされた。原告側は「責務を放棄し、許容されるものではない」と県が内容を明らかにするよう裁判長に求めた。

訴状によると、同署員が2013～14年に少なくとも4回、同社に名前や病歴などの個人情報を提供。市民運動に対する意図的な抑圧で、プライバシー権や表現の自由が侵害されたと主張している。

4人は14年、地方公務員法の守秘義務違反の疑いで、署員を氏名不詳として岐阜地検に告発。地検は15年12月、不起訴処分とした。

2017/3/9 読売朝刊

2017/3/9 読売朝刊

賠償訴訟 県側争う姿勢

個人情報提供

風力発電計画巡り 認否も示さず

中部電力子会社のシーテック(名古屋)が計画する風力発電施設の建設を巡り、計画に反対する住民ら

賠償請求訴訟の第1回弁論が8日、岐阜地裁(武藤真紀子裁判長)であった。県側は請求の棄却を求め、争う姿勢を示した。

中部電力子会社のシーテック(名古屋)が計画する風力発電施設の建設を巡り、計画に反対する住民ら4人が県に計約440万円の支払いを求めた国家

個人情報提供を同社に提供したため、4人は精神的苦痛を受けたと主張している。原告側が主張する情報提供については、県は答弁書で、「(警察の)今後の情報収集活動が困難になり、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼす恐れがある」として、個別の認否を明らかにしなかった。このため、原告側は「国家権力を行使する者としての責務を放棄している」などと指摘、大垣署が4人の個人情報を収集・提供した事実の具体的な内容を県に明らかにさせるよう裁判長に求めた。

訴状などによると、2013～14年の間、同署員が4回にわたり、4人の交友関係や思想信条などに関する

県警の市民監視に怒り

個人情報漏えい訴訟 原告団が会見

大垣市での風力発電施設の子会社「シーテック」の建設計画を巡り、大垣署員が反対住民の個人情報を中部電力の子会社に提供したとされる問題で、県に損害賠償を請求した住民四人は八日、訴訟の第一回口頭弁論が行われた後に会見し、裁判への思いを語った。

原告の一人の船田伸子さん(60)は「監視されていたと分かる、何をやるにしても人の目が気になる。支援者の前でも、ひよっとして思ってしまう」と心情を吐露した。「自分のことを打ち明けることができなくなる社会にならないためにも、頑張りたい」と強調した。



マイクを手に裁判への思いを語る三輪さん(前列右から2人目) 岐阜市端詰町で

調した。「警察の監視は言論の自由を萎縮させ、許されない」などと法廷で意見陳述した養鶏業の三輪唯夫さん(60)は「多種多様な意見を尊重する人間らしい国をつくりたい」と述べ、近藤ゆり子さん(60)も「ものを言うことのできない社会はつくりたくない」と訴えた。僧侶の松島勢至さん(64)は、被告側が出廷しなかったことに触れ、「被告が誰も来ていない。ばかにしている」と憤った。

(高橋貴仁)

2017/3/9 中日朝刊